

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年3月まで

平成11年12月ごろに国民年金保険料の未納があることを知り、同年12月27日に郵便局で10万円引き出し、差額は手持ちの現金を追加して、申請免除とされている申立期間の保険料を姉と一緒に社会保険事務所で追納した。引越等でのそのときの領収証は無いが、申立期間が申請免除期間とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であり、申立人が納付したと主張する申立期間に係る国民年金保険料の追納の金額は、当時の保険料を追納する場合に納付すべき額とおおむね一致する。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、平成11年12月20日に平成8年度から3年間にわたって国民年金保険料の追納を申し出ていることが確認できる上、申立人が、11年12月27日に姉と一緒に郵便局で8年度の追納保険料相当額の一部を引き出し、不足分は手持ちの現金を追加して、社会保険事務所で申立期間に係る保険料を追納したとの申立人の姉の手帳のメモに基づく申立人の主張に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から同年3月までの期間及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年1月から同年3月まで
② 平成6年7月

私がA市に居住し専門学校に通学していた20歳になる前、父親は、実家のあるB町において、私の国民年金の加入手続きを行い、その後、同町からの督促に基づき、私の国民年金保険料をC郵便局から納付した。

しかし、申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の20歳の誕生日前である平成5年10月1日以降に払い出され、申立人は、申立人の父親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立期間①及び②の国民年金保険料について、申立人の父親は、C郵便局からB町に振り込んだと主張しているが、申立人は地域の納税組合の一員であることが確認できることから、B町へ納付することができる当年度納付であれば、当該納税組合を通じて納付することが自然と考えられる上、当時、郵便局は、B町の指定金融機関又は代理店とされておらず、郵便局からの振込みはできない状況にあったことが確認でき、申立内容には不自然な点が見られる。

さらに、申立期間②については、社会保険庁の国民年金加入記録は平成11年1月19日に追加処理され、その結果、国民年金保険料が未納とされたものであり、それまでは未加入期間であったと考えられる上、11年1月の時点で

は、既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月まで

結婚後の昭和 36 年ごろ、毎月集金に来ていた町内会長に国民年金の加入手続きをしてもらい、妻が国民年金保険料を納付していた。妻の年金記録が納付済みとなっているのに、私の年金記録が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月までの間に払い出されたものと推認でき、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人が国民年金の加入手続きを行ったとする 36 年に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立期間は 11 年と長期間であるとともに、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月から平成元年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年7月から平成元年1月まで
申立期間について、国民年金保険料の未納通知があり、納付書により役場でまとめて納付しており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付書により役場でまとめて納付したと主張しているが、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、申立期間は未加入期間であることから、申立人に対し、国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難く、申立人の主張には不自然な点が見られる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻も申立期間に相当する期間は未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から43年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から43年10月まで

昭和41年4月に会社を退職し、自動車免許取得のために帰郷し、母親と一緒に生活をしてきたころ、母親から「次の仕事が決まるまで国民年金に加入した。」と聞いたことがある。国民年金保険料を自分で納付した記憶は無いが、申立期間は亡くなった母親が保険料を納付していたものと信じているので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付も行ったと主張しているが、申立人の母親は既に死亡しており、申立期間に係る国民年金の加入状況や保険料の納付状況が不明である上、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）も無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人に対して、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月ごろから 60 年 2 月ごろまで

私は、申立期間において、A社が経営する事業所に勤務していた。勤務するようになって約半年間は臨時雇いであったが、その後は社員として採用された。勤務していたことは事実なので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社が経営する事業所に勤務していたことは同僚等の証言により推認できる。

しかし、申立人が、A社、その関連会社であるB社及びC社に勤務していた事実を確認できる関連資料等を得ることができない上、A社は、「申立期間当時の関係資料が無いため、申立人の申立てどおりの届出、保険料の控除及び納付を行ったかどうかは不明である。」と回答している。

また、申立期間当時、申立人と同じ事業所で勤務していた申立人の上司等は、「当時は、すべての者が健康保険及び厚生年金保険に加入していたとは言えない。」と証言している上、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料等を得ることもできない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社、B社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無い上、整理番号にも欠落は無い。

加えて、申立人は申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料

の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 20 日から 57 年 10 月 1 日まで
私は、A社に勤務していたとき、同僚や親戚から給料が高い（18 万円）と言われていたことを覚えている。厚生年金保険被保険者の取得時の報酬が8万円というのはおかしいので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年の入社時から 57 年 9 月までの標準報酬月額が申立期間の給与からみて低いと申し立てているが、申立人の資格取得時における最高等級の標準報酬月額は 10 万円であり、A社の申立期間当時の事務担当者によると、「毎年社会保険事務所へ提出している算定基礎届については、提出後に社会保険事務所から調査があり、関係帳簿との確認がなされていたので、申立期間に係る標準報酬月額については的確に事務処理を行っていた。」と証言している。

また、申立人は、厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書や所得税源泉徴収票等の資料を所持しておらず、このほか、申立期間における社会保険事務所の記録上の標準報酬月額に基づく保険料を上回る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月 1 日から 48 年 1 月 5 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社には、昭和 45 年 6 月 1 日から 53 年 6 月 20 日まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いという回答をもらった。申立期間において同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは、申立人が名前を挙げる同僚の証言及び申立人が提出した表彰状の写しから推認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の賃金台帳等を保管しておらず、申立期間に係る申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除の事実を確認することができない。

また、同僚の証言から、昭和 43 年に入社したが厚生年金保険の記録は 48 年からとなっている者がいることなど、申立期間当時において、A社がすべての社員を入社後直ちに厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月21日から27年8月1日まで

私は、昭和24年2月21日から29年2月7日までA事業所に勤務していたが、申立期間については厚生年金保険の被保険者期間が確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間についてA事業所に勤務していたことは同僚の証言により推認できるものの、同僚の証言からは、申立人の厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない。

また、A事業所は現存しておらず、申立人が当時の代表及び総務担当者として挙げた者も既に死亡等していることから、申立てに係る事実を確認できる関連資料や証言を得ることができない上、申立人が当時の同僚として挙げた者の中には、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が無い者も複数見られる。

さらに、申立人は、年金手帳の再発行後に当該事業所に係る厚生年金保険資格取得日が昭和24年2月21日から27年8月1日に変更されたと主張しているが、社会保険事務所が保管する厚生年金保険手帳記番号払出簿では、当該事業所に係る申立人の厚生年金保険記番号の払出日は同年8月6日以降であり、同記番号がそれ以前に払い出された事実は確認できない。

加えて、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料を所持しておらず、このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。